

～事務所通信～

(付第12号)

～中小企業・小規模事業者等

消費税軽減税率対策補助金について～

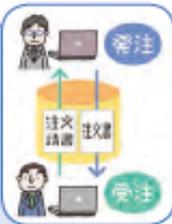
I 中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金とは

中小企業・小規模事業者等の方がレジ等を使用して日頃から消費税軽減税率対象商品を販売しており、複数税率対応レジや券売機の導入、受発注システム、請求書管理システムの改修などを行う場合にその経費の一部を補助する制度です。2016年4月1日から公募が始まりました。

複数税率対応への支援には、3つの申請類型があります。

II 申請類型

複数税率対応レジ導入を行うA型、受発注システムの改修等支援を行うB型及び請求書管理システムの改修・導入支援を行うC型があります。

 <p>A型</p> <p>複数税率対応レジや券売機の導入等支援</p> <p>複数税率に対応できるレジや券売機を新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。</p> <p>※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。</p>	 <p>B型</p> <p>受発注システムの改修等支援</p> <p>電子的受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。</p>	 <p>C型</p> <p>請求書管理システムの改修・導入支援</p> <p>区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の作成に係るシステムの改修・導入を行う場合に使える補助金です。</p>
---	--	--

III 申請受付期間

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日（2016年3月29日）から 2019年9月30日までに導入または改修し、支払が完了したものが支援対象となります。なお、A-5型、A-6型、C型においては、2019年1月1日から2019年9月30日までに導入または改修し、支払いが完了したものが対象です。

A型およびB-2型	<u>2019年12月16日までに申請(事後申請)(消印有効)</u>
B-1型	<u>交付申請 2019年6月28日</u> (消印有効) <u>改修完了 2019年9月30日</u> <u>完了報告 2019年12月16日</u> (消印有効) (まずは交付申請を行う。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象にならない。)
C型	<u>2019年12月16日までに申請(事後申請)(消印有効)</u>

※申請区分

A-1型：レジ・導入型、A-2型：レジ・改修型、A-3型：モバイルPOSレジシステム

A-4型：POSレジシステム、A-5型：券売機、A-6型：商品マスタ設定

B-1型：受発注システム・指定事業者改修型、B-2型：受発注システム・自己導入型

C-1型：請求書管理システム・システム改修・導入型、C-2型：請求書管理システム・ソフトウェア自己導入型、C-3型：請求書管理システム・事務機器改修・導入型

※A型、B型ともリースによる導入も補助対象となります。

IV 補助金額

補助率は、導入・改修・入替費用の3/4（一部例外あり）となります。

また、補助額上限も設けられています。例えば、レジまたは券売機は1台あたり20万円が補助額の上限です。さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算します。複数台導入する場合等は、1事業者あたり200万円が上限となります。

※補助金制度の詳細や申請等につきましては、以下をご参照ください。

中小企業庁 軽減税率対策補助金事務局 (<http://kzt-hojo.jp/>)

中小企業庁「消費税軽減税率まるわかりBOOK」より一部引用

(作成者：酒澤 秀智子)